

1 平成19年1月19日 金曜日

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

〔政令〕

〔省令〕

〔告示〕

二

〔公 告〕

平成十八年度一級土木施工管理技術検定合格者の公告及び合格証明書交付申請の受付 (国土交通省)

〔公 告〕

三

社会医療法人の認定に関する事項

社会医療法人の認定を受けようとする医療法人は、社会医療法人の要件に係る事項として厚生労働省令で定めるもの等を記載した申請書を都道府県知事に提出することとし、厚生労働省令で定める書類添付することとした。(第五条の五関係)

社会医療法人債に関する事項

(一) 社会医療法人債が社債医療法人債を発行する場合において、法第五十四条の七の規定により準用する会社法の規定に係る技術的読替を整備した。(第五条の六関係)

(二) 準用する会社法の規定により、書面に記載すべき事項を電磁的記録により提供しようとする場合等においては、相手方の承諾を得ることとした。(第五条の七及び第五条の八関係)

(三) 社会医療法人債を社債とみなして適用すべき法令を定めるとともに、当該法令の適用についての技術的読替を整備した。(第五条の九関係)

医療法施行令の一部改正関係

再教育研修を終了した旨の医籍への登録に

関する手数料を二、一〇〇円(行政手続等に

おける情報通信の技術の利用に関する法律第

三条第一項の規定により同項に規定する電子

情報処理組織を使用する場合にあつては、一、

九五〇円)とした。(第一条関係)

医籍の登録事項として、新たに再教育研修

を修了した旨を追加した。(第四条第五号関

係)

子牛の平均売買価格を告示する件

(農林水産六七)

〔人事異動〕

内閣 農林水産省 最高裁判所

〔官廳報告〕

労働

争議行為の通知の公表について
(厚生労働省)

国家試験

平成十八年度一級土木施工管理技術検定合格者の公告及び合格証明書交付申請の受付 (国土交通省)

〔公 告〕

三

社会医療法人の認定に関する事項

社会医療法人の認定を受けようとする医療法人は、社会医療法人の要件に係る事項として厚生労働省令で定めるもの等を記載した申請書を都道府県知事に提出することとし、厚生労働省令で定める書類添付することとした。(第五条の五関係)

社会医療法人債に関する事項

(一) 社会医療法人債が社債医療法人債を発行する場合において、法第五十四条の七の規定により準用する会社法の規定に係る技術的読替を整備した。(第五条の六関係)

(二) 準用する会社法の規定により、書面に記載すべき事項を電磁的記録により提供しようとする場合等においては、相手方の承諾を得ることとした。(第五条の七及び第五条の八関係)

(三) 社会医療法人債を社債とみなして適用すべき法令を定めるとともに、当該法令の適用についての技術的読替を整備した。(第五条の九関係)

医療法施行令の一部改正関係

再教育研修を終了した旨の医籍への登録に

関する手数料を二、一〇〇円(行政手続等に

おける情報通信の技術の利用に関する法律第

三条第一項の規定により同項に規定する電子

情報処理組織を使用する場合にあつては、一、

九五〇円)とした。(第一条関係)

医籍の登録事項として、新たに再教育研修

を修了した旨を追加した。(第四条第五号関

係)

子牛の平均売買価格を告示する件

(農林水産六七)

本号で公布された法令のあらまし

法令のあらまし

法令のあらまし

法令のあらまし

法令のあらまし

法令のあらまし

法令のあらまし

法令のあらまし

法令のあらまし

法令のあらまし

3 医療を受ける者その他の国民による医師の資格の確認及び医療に関する適切な選択に資することとした。(第一四条関係)

4 外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第一七条及び歯科医師法第一七条の特例等に関する法律施行令の一部改正関係

5 この政令は、平成一九年四月一日から施行することとした。

3 医療を受ける者その他の国民による医師の資格の確認及び医療に関する適切な選択に資することとした。(第一四条関係)

4 外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第一七条及び歯科医師法第一七条の特例等に関する法律の一部改正に伴う用語の整理等を行うものとした。(題名及び第一条関係)

5 この政令は、平成一九年四月一日から施行することとした。

3 第四条第五号及び第六号、第七条、第二一条及び第一四条関係

4 第四条第五号及び第六号、第七条、第二一条及び第一四条関係

5 第四条第五号及び第六号、第七条、第二一条及び第一四条関係

6 第四条第五号及び第六号、第七条、第二一条及び第一四条関係

7 第四条第五号及び第六号、第七条、第二一条及び第一四条関係

8 第四条第五号及び第六号、第七条、第二一条及び第一四条関係

9 第四条第五号及び第六号、第七条、第二一条及び第一四条関係

10 第四条第五号及び第六号、第七条、第二一条及び第一四条関係

11 第四条第五号及び第六号、第七条、第二一条及び第一四条関係

12 第四条第五号及び第六号、第七条、第二一条及び第一四条関係

13 第四条第五号及び第六号、第七条、第二一条及び第一四条関係

14 第四条第五号及び第六号、第七条、第二一条及び第一四条関係

15 第四条第五号及び第六号、第七条、第二一条及び第一四条関係

16 第四条第五号及び第六号、第七条、第二一条及び第一四条関係

17 第四条第五号及び第六号、第七条、第二一条及び第一四条関係

18 第四条第五号及び第六号、第七条、第二一条及び第一四条関係

19 第四条第五号及び第六号、第七条、第二一条及び第一四条関係

20 第四条第五号及び第六号、第七条、第二一条及び第一四条関係

21 第四条第五号及び第六号、第七条、第二一条及び第一四条関係

22 第四条第五号及び第六号、第七条、第二一条及び第一四条関係

23 第四条第五号及び第六号、第七条、第二一条及び第一四条関係

24 第四条第五号及び第六号、第七条、第二一条及び第一四条関係

25 第四条第五号及び第六号、第七条、第二一条及び第一四条関係

26 第四条第五号及び第六号、第七条、第二一条及び第一四条関係

27 第四条第五号及び第六号、第七条、第二一条及び第一四条関係

28 第四条第五号及び第六号、第七条、第二一条及び第一四条関係

29 第四条第五号及び第六号、第七条、第二一条及び第一四条関係

30 第四条第五号及び第六号、第七条、第二一条及び第一四条関係

31 第四条第五号及び第六号、第七条、第二一条及び第一四条関係

		担保法第九十二条第三項
社債等登録法施行令第一項 二条第一項	社債等登録法施行令第二十 二号及び第三十七条	会社法第七百四十一條第三項 三項
会社法第八十六条 第四項及第七百二十二 三条第一項	商号	会社法第七百四十一條第三項 三項
会社法(平成十七年法律 第七百一十八号)	名称	医療法(昭和二十三年法律第一百 五十四条の七ニ於テ準用スル 号)
会社法(平成十七年法律第八 二号)		医療法(昭和二十三年法律第一百 五十四条の七ニ於テ準用スル 号)

(医師法施行令の一部改正)

第二条 医師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十二号)の一部を次のようにより改正する。

第十一條中「第一条、第三条第一項、第四条第一項、第五条第二項、第六条第二項及び第五項並びに第七条」を「第三条、第五条第一項、第六条第一項、第八条第一項、第九条第一項及び第五項並びに第十条」に改め、同条を第十五条とする。

第十条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(公表事項)

第十四条 法第三十条の二の政令で定める事項は、次のとおりとする。

一 医師の氏名及び性別

二 医籍の登録年月日

三 法第七条第二項第一号に掲げる处分に関する事項(当該処分を受けた医師であつて、法第七条の二第一項の規定による当該処分に係る再教育研修の命令を受け、当該再教育研修を修了していないものに係るものに限る。)

四 法第七条第二項第二号に掲げる処分であつて次のいずれかに該当するものに関する事項

イ 厚生労働大臣が定めた医業の停止の期間を経過していない医師に係る処分

ロ 当該処分を受けた医師であつて、法第七条の二第一項の規定による当該処分に係る再教育研修の命令を受け、当該再教育研修を修了していないものに係る処分

第九条の見出しを「臨床研修修了の登録等に関する手数料」に改め、同条中「(平成十四年法律第二百五十一号)」を削り、同条を第十二条とし、第八条を第十二条とする。

第七条第一項中「まつ消」を「抹消」に、「第四条第一項」を「第六条第二項」に改め、同条を第十三条とする。

第六条第一項及び第四項中「き損」を「き損」に改め、同条を第九条とし、第五条を第八条とする。

第四条の見出し中「まつ消」を「抹消」に改め、同条第一項中「まつ消」を「抹消」に改め、同条第二項中「失そ^ハう」を「失踪」に、「まつ消」を「抹消」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の二条を加える。

第七条 法第四条第三号若しくは第四号に該当し、又は医師としての品位を損するような行為のあつた者について、法第七条第一項の規定による取消処分をするため、当該処分に係る医師に対し、厚生労働大臣が行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の規定による通知をした後又は都道府県知事が法第七条第六項において準用する行政手続法第十五条第一項の規定による通知をした後に当該医師から前条第一項の規定による医籍の登録の抹消の申請があつた場合には、厚生労働大臣は、当該処分に関する手続が終了するまでは、当該医師に係る医籍の登録を抹消しないことができる。

法の規定中読み替える規定

読み替える字句

読み替える字句

第七条第十一項	第二項	第一条
第七条第十二項第一号	第二項	再教育研修
第七条第十四項	第三項	次条第一項
第七条第十五項	第四項	第二項
第七条第十六項	第五項又は第十一項	第十一項
第七条第十七項	意見の聴取又は弁明の聴取	第十一項
第七条第十八項	第五項若しくは第十一項	第十一項
附則第二項中「歯科医師法」(以下「法」という。)を「法」に改める。 (外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律施行令の一部改正)	意見の聴取若しくは弁明の聴取を行ふ場合又は第十三項前段の規定により医道審議会の委員が弁明の聴取	第五項の規定により意見の聴取を行ふ場合における第六項において読み替えて準用する行政手続法第十五条第一項の通知又は第十一項の規定により医道審議会の委員が弁明の聴取
第七条第十九項	弁明の聴取	弁明の聴取

(沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正)

第四条 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第百八号)の一部を次のように改正する。

第二十条第三項中「臨床研修修了医師及び歯科医師」を「臨床研修等修了医師及び臨床研修等修了歯科医師」に、「臨床研修修了医師若しくは歯科医師」を「臨床研修等修了医師若しくは臨床研修等修了歯科医師」に改める。

第二十六条第一項第十四号中「医療法」の下に「第六条の五第一項第七号」を加え、「第六十九

条第一項第五号」を削る。

(日本郵政公社法施行令の一部改正)

第五条 日本郵政公社法施行令(平成十四年政令第三百八十四号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第四十二号中「第三条」を「第三条第一項」に改める。

(構造改革特別区域法施行令の一部改正)

第六条 構造改革特別区域法施行令(平成十五年政令第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

(独立行政法人医療機関法施行令の一部改正)

第七条 独立行政法人医療機関法施行令(平成十五年政令第三百九十三号)の一部を次のように改

正する。

第二条第一号中「第四十二条第一項第七号」を「第四十二条第七号」に改める。

(国立大学法人法施行令の一部改正)

第八条 国立大学法人法施行令(平成十五年政令第四百七十八号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第四十八号中「第三条」を「第三条第一項」に改める。

第二十三条第二項の表医療法第七条の二第六項の項中「第七条の二第六項」を「第七条の二第七項」に改める。

(独立行政法人国病院機構法施行令の一部改正)

第九条 独立行政法人国病院機構法施行令(平成十五年政令第五百六十六号)の一部を次のように改

正する。

第十六条第一項第三十四号中「第三条」を「第三条第一項」に改める。

(独立行政法人労働者健康福祉機構法施行令の一部改正)

第十条 独立行政法人労働者健康福祉機構法施行令(平成十五年政令第五百五十六号)の一部を次

のように改正する。

第十四条第一項第十四号中「第三条」を「第三条第一項」に改める。

(公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正)

第十二条 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成十七年政令第百四十六号)の一部

を次のように改正する。

第一百八十七号中「外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医

師法第十七条の特例等に関する法律」を「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特

例等に関する法律」に改める。

第十三条 第一百八十三号の項中「第三条、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第六

条第二項及び第五項並びに第七条」を「第三条、第五条第一項、第六条第一項、第八条第一項、第

九条第一項及び第五項並びに第十条」に改める。

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。
(保健師助産師看護師法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(以下この条において「改正法」という。)の施行の際現に改正法第六条の規定による改正前の保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第十二条第一項の規定によりされている申請に係る登録については、なお従前の例による。

(地方自治法施行令の一部改正)

第三条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条政令第三百八十三号の項中「第三条、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第六条第二項及び第五項並びに第七条」を「第三条、第五条第一項、第六条第一項、第八条第一項、第十九条第一項及び第五項並びに第十条」に改める。

厚生労働大臣 柳澤 伯夫
内閣総理大臣 安倍 貢三